

高齢者の困りごと相談

例えばこんなときに、ご連絡ください

- ・介護保険の申請をしたい
- ・どんなサービスが利用できるか知りたい
- ・風呂・トイレ・玄関などに手すりをつけたい
- ・自分が（家族が）認知症ではないかと心配
- ・バスに乗れなくなり、通院できず困っている
- ・虐待（暴力・精神的に追い詰められている・年金を勝手に使われるなど）を受けている
- ・金銭的な問題で困っている
- ・体操などをして元気に過ごしたい
- ・施設に入所したい

年齢を問わない困りごと相談

- ・こころの健康、ひきこもり、ニートのこと
 - ・虐待、DV のこと、生活困窮のこと
 - ・障がいのある方の困りごと
 - ・ケアラー(介護者)・ヤングケアラー*の方の困りごと
- *ヤングケアラーは、本来大人が担うべき家事や家族の介護を日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

*地域包括支援センターの保健師にご相談ください。
*関係機関・専門機関におつなぎする場合があります。

増毛町地域包括支援センター

電話 0164-53-3111（保健センター健康一番館内）

（夜間福祉相談専用電話 53-2336）

高齢者・在宅サービスの利用を希望する場合…

要介護(支援)者向けサービス

■要介護認定の申請方法

地域包括支援センターに電話をいただければ申請を代行いたします。申請代行は各居宅介護支援事業所でもおこなっています。

介護サービスの種類	要支援認定を受けている方 など	要介護認定を受けている方																		
■通所介護 デイサービスセンターで食事や入浴、機能訓練、交流をします。 おおむね 9:00～16:00	1ヵ月の基本料金 (入浴・送迎含 1割負担分) <table><tr><td>要支援1 (週1回程度)</td><td>1,655円</td></tr><tr><td>要支援2 (週2回程度)</td><td>3,393円</td></tr></table> この他加算あり 昼食は1食600円程度 ★総合事業対象者は回数の選択可	要支援1 (週1回程度)	1,655円	要支援2 (週2回程度)	3,393円	1回の基本料金(送迎含 1割負担分) 通常型5－6時間の場合 <table><tr><td>要介護1</td><td>567円</td><td rowspan="5">この他加算あり 昼食は600円程度</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>670円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>773円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>876円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>979円</td></tr><tr><td>入浴</td><td>40-55円</td><td></td></tr></table>	要介護1	567円	この他加算あり 昼食は600円程度	要介護2	670円	要介護3	773円	要介護4	876円	要介護5	979円	入浴	40-55円	
要支援1 (週1回程度)	1,655円																			
要支援2 (週2回程度)	3,393円																			
要介護1	567円	この他加算あり 昼食は600円程度																		
要介護2	670円																			
要介護3	773円																			
要介護4	876円																			
要介護5	979円																			
入浴	40-55円																			
■訪問介護 ホームヘルパーが家事(掃除・洗濯・調理・買い物など)や介護(入浴や食事・更衣など)、通院介助等を行ないます。	1ヵ月の基本料金 1割負担分 <table><tr><td></td><td>料金</td></tr><tr><td>週1回</td><td>1,172円</td></tr><tr><td>週2回</td><td>2,342円</td></tr><tr><td>週3回以上</td><td>3,715円</td></tr></table> 週3回以上は要支援2のみ、運賃別途 この他加算あり ★総合事業対象者は週2回まで		料金	週1回	1,172円	週2回	2,342円	週3回以上	3,715円	日中・1時間の料金の例 1割負担分 <table><tr><td></td><td>料金</td></tr><tr><td>身体介護</td><td>396円</td></tr><tr><td>生活援助</td><td>225円</td></tr></table> この他加算あり、運賃別途		料金	身体介護	396円	生活援助	225円				
	料金																			
週1回	1,172円																			
週2回	2,342円																			
週3回以上	3,715円																			
	料金																			
身体介護	396円																			
生活援助	225円																			
■訪問入浴介護 特殊浴槽を部屋に持ちこみ、寝たままでお風呂に入れます。	※職員2名体制 1割負担分 1回 852円 この他加算あり	※職員3名体制 1割負担分 1回 1,260円 この他加算あり																		
■訪問看護 訪問看護師が処置やリハビリや療養生活のお世話をします。	日中・1時間の料金の例 1割負担分 <table><tr><td>指定訪問看護ステーション</td><td>792円</td></tr></table> この他加算あり	指定訪問看護ステーション	792円	日中・1時間の料金の例 1割負担分 <table><tr><td>指定訪問看護ステーション</td><td>821円</td></tr></table> この他加算あり	指定訪問看護ステーション	821円														
指定訪問看護ステーション	792円																			
指定訪問看護ステーション	821円																			
■通所リハビリテーション 理学療法士や作業療法士によるリハビリを受けられます。	1ヵ月の基本料金(送迎含1割負担分) <table><tr><td>要支援1 (週1回程度)</td><td>2,053円</td></tr><tr><td>要支援2 (週2回程度)</td><td>3,999円</td></tr></table> この他加算あり	要支援1 (週1回程度)	2,053円	要支援2 (週2回程度)	3,999円	1回の基本料金(送迎含1割負担分) 3－4時間、通常規模の場合 <table><tr><td>要介護1</td><td>483円</td><td rowspan="5">この他加算あり</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>561円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>638円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>738円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>836円</td></tr></table>	要介護1	483円	この他加算あり	要介護2	561円	要介護3	638円	要介護4	738円	要介護5	836円			
要支援1 (週1回程度)	2,053円																			
要支援2 (週2回程度)	3,999円																			
要介護1	483円	この他加算あり																		
要介護2	561円																			
要介護3	638円																			
要介護4	738円																			
要介護5	836円																			
■訪問リハビリテーション	1回40分間 614円 この他加算あり																			
■住宅改修 * 事前申請し、許可が必要です。 必ず事前にケアマネージャー等にご相談下さい。	対象となる住宅改修の例 ●手すりの取り付け ●床段差の解消 ●滑り止め防止の床材変更 ●引き戸などへの扉の取替え ●洋式便器への取替え など 対象工事費20万円を上限として9割(所得により7～8割)が保険給付されます。 ※100万円を超える町内業者施行による工事は、住宅リフォーム等補助事業を活用できる可能性があります(建築係)。																			

■福祉用具のレンタル・購入 * 指定された福祉用具の事業所以外は対象になりません。必ず事前にケアマネージャー等にご相談下さい。	車いす(付属品含む)・介護用電動ベッド(=特殊寝台。付属品含む)・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・徘徊感知器・移動用リフト・自動排泄処理装置などを、1ヶ月ごとに定額で借りられます。 ※介護度が軽度の場合は、状態によって利用できない品目があります。 購入費の支給:10万円上限で9割(所得により7~8割)が保険給付されます。 ●排泄用具(ポータブルトイレ、特殊尿器等) ●入浴補助用具(浴用椅子・浴用車いす・浴用手すり・浴槽内台、バスボード、介助ベルト、簡易浴槽等)●移動用リフトのつり具の部分●排泄予測支援機器																										
■短期入所生活・療養介護(ショートステイ) 施設に短期間入所し、お世話を受けます。	1日の料金(多床室の場合 1割負担分) <table><tr><th></th><th>特養</th><th>老健</th><th><宿泊・食事代></th></tr><tr><td>要支援1</td><td>446円</td><td>610円</td><td rowspan="7">同一世帯の方の課税状況・預貯金残高等により、居住費・食事代の減額が受けられることがあります。(負担限度額認定申請:介護保険係)</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>555円</td><td>768円</td></tr><tr><td>要介護1</td><td>596円</td><td>827円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>665円</td><td>876円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>737円</td><td>939円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>806円</td><td>991円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>874円</td><td>1,045円</td></tr></table> ※各種加算あり		特養	老健	<宿泊・食事代>	要支援1	446円	610円	同一世帯の方の課税状況・預貯金残高等により、居住費・食事代の減額が受けられることがあります。(負担限度額認定申請:介護保険係)	要支援2	555円	768円	要介護1	596円	827円	要介護2	665円	876円	要介護3	737円	939円	要介護4	806円	991円	要介護5	874円	1,045円
	特養	老健	<宿泊・食事代>																								
要支援1	446円	610円	同一世帯の方の課税状況・預貯金残高等により、居住費・食事代の減額が受けられることがあります。(負担限度額認定申請:介護保険係)																								
要支援2	555円	768円																									
要介護1	596円	827円																									
要介護2	665円	876円																									
要介護3	737円	939円																									
要介護4	806円	991円																									
要介護5	874円	1,045円																									

<高齢者・障がい者> その他のサービス・制度など

●介護タクシー 独力で公共交通を利用する事が困難な方が対象。訪問介護事業所を中心に運営し、運賃は各社独自に設定しています。(各訪問介護事業所) 要支援者と事業対象者には、利用料金の一部を補助します。(介護保険係) ●家族介護用品支給事業 在宅で要介護4、5の方を介護しているご家族(非課税世帯)に、紙オムツや尿取りパッド、使い捨て手袋を、年間約75,000円分支給します。(介護保険係) ●緊急通報システム・見守りサービス 警備会社による緊急通報や、宅配サービスによる見守り、電球・電化製品・センサー等を使った見守りなど各種民間サービスをご案内します。(地域包括支援センター)	●認知症総合支援事業(若年性認知症含む) ■認知症初期集中支援チーム 認知症が疑われる方やご家族に対し、早期診断・早期対応の支援をおこないます。困った行動により対応に苦慮している場合も、専門医による助言を受けながら支援します。(地域包括支援センター) ■はいかい老人等SOSネットワークシステム 認知症高齢者等が行方不明になった時はすぐに留萌警察署生活安全課☎42-0110へ電話連絡してください。消防、役場、関係機関が捜索します。はいかひの恐れのある場合には、写真や名前などの情報を事前登録して迅速な発見につなげます。(地域包括支援センター) ●高齢者運転免許自主返納支援事業 70歳以上の方で、有効期間内にある運転免許証を警察へ自主返納した場合、5万円分のバス回数券またはタクシー利用券を交付します。(町民環境係)
--	--

■高齢者・障がい者の権利を守る制度(地域包括支援センター)

高齢者虐待の対応	怒鳴り声がかきこえたり、日中でもカーテンを閉め切っていたりといったサインを見逃さずに疑いの段階で通報してください。通報者の秘密は守られます。
成年後見制度 日常生活自立支援事業	認知症、知的障がいなどにより判断能力が不十分な方が利用することで、財産の保護や金銭管理の支援を受けることができます。
消費生活相談	悪質商法・消費者金融などについて関係機関と連携して相談にのります。弁護士費用は法テラスの支援が受けられますので心配いりません。

＜高齢者・障がい者＞ その他のサービス・制度など

●介護用品の一時貸し出し

車いす、歩行器（屋内外）、杖（四点・T字・白杖）、シャワーチェア、浴そう台、すべり止めマット、ポータブルトイレを一時的に貸し出します。介護保険サービスが利用できる場合はそちらを優先します。（地域包括支援センター）

●高齢者等配食サービス事業

高齢者・障がい者で調理が困難な方を対象に、週2回夕食にボランティアがおかず4品（ごはん無し）を届けます。栄養表示付1食400円。民間事業者にも類似サービスがあります。（地域包括支援センター）

●難病、在宅酸素療法患者対象事業

難病の方に対する医療費助成や在宅酸素療法をされている方に対する電気料金の一部助成などがあります。（留萌保健所）

●障がい者施策（※次のページ参照）

各種手帳（身体・精神・知的）による施策や、障害者総合支援法による各種サービスがあります。（民生係）

●特別障害者手当

20才以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の著しく重度の障がい者で、都道府県の認定を受けた方に支給されます。所得制限あり（民生係）

●ごみ分別等支援事業

ごみの分別及びステーションへのごみ出しが困難な高齢者・障がい者等世帯に対し、自治会の支援員が分別・ごみ出しを支援します。（町民環境係）

●おたがいさま事業

草取り、掃除、ごみの分別、薬の受け取り、買い物など日常生活のちょっとした困りごとを有償ボランティアがお手伝いします。30分500円、但し介護保険の対象となる場合1時間200円（社会福祉協議会内生きがい活動事業団事務局）

●除雪サービス

①屋根及び家のまわりの除雪サービス事業

屋根の雪おろし、軒下等の除雪を2回迄1,000円、3回目500円。世帯全員の町民税が非課税又は所得割が非課税の高齢者・障がい者対象（介護保険係）

②有償ボランティア除雪事業

玄関前の除雪を、近所のボランティアが実施。負担金1,500円。世帯全員の町民税が非課税又は所得割が非課税の高齢者・障がい者対象（介護保険係）

●薬剤師による家庭訪問・薬の相談

服薬管理が困難な方を対象に薬剤師が家庭を訪問して、適切に服薬管理ができるようにお手伝いをします。複数の病院から処方される薬の一包化・日付等の印字・残薬の調整・薬の配達等の相談にのります。（かかりつけ薬局）

■障害者控除対象者認定書の交付（民生係）

◎対象者

確定申告や年末調整をする年の12月31日現在の時点で満65歳以上かつ要介護1～5の認定を受けている方のうち、本人またはその扶養者が所得税控除等の対象となる方。（ただし、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付などにより障害の認定を受けている方は手帳の提示により控除がつけられるため対象となりません。）

◎認定基準

区分		認定要件	控除額(1人あたり)	
			所得税	住民税
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護度が1～3で、認知症度がⅡ以上	27万円	26万円
	身体障害者(3級～6級)に準ずるもの	要介護度が1～3で、寝たきり度がA以上		
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護度が3～5で、認知症度がⅢ以上	40万円 (同居の場合35万円加算)	30万円 (同居の場合23万円加算)
	身体障害者(1・2級)に準ずるもの	要介護度が3～5で、寝たきり度がB以上		
	ねたきり高齢者	要介護度が4～5で、寝たきり度がC以上		

障がい福祉サービスの利用を希望する場合…

①介護給付

●居宅介護（ホームヘルパー）

自宅で、入浴などの介護や家事の援助を行います。
その他、重度訪問介護、同行援護などもあります。

●短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合など、短期間施設に入所しお世話を受けます。

- * ①介護給付を利用する場合は、障害支援区分の認定のため、訪問調査を実施します。
- * サービス事業所の状況により、希望するサービスが利用できない場合があります。

②訓練等給付

●就労継続支援B型（非雇用型）

一般就労が困難な方に働く場を提供し、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

●共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

- * ①②のサービスは所得に応じて利用負担あり。

③相談支援

●計画相談支援

障がい福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者との連絡調整を行います。利用状況についてのモニタリングを行います。

- ・留萌市社会福祉協議会 相談支援事業所そら
- ・基幹相談支援センターうえるデザイン

④自立支援医療

- * 該当になるかどうかは、主治医にご相談ください。

●精神通院医療

精神疾患を有する方の医療費自己負担額を軽減する公費負担医療制度。世帯の課税状況により負担上限額が決定。

⑤地域生活支援事業

●成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で日常生活に支障のある障がい者の保護のため、費用の助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。

●日常生活用具給付

- * 身体障害者手帳を有する方、特定医療費(指定難病)受給者の方が対象
- ・杖(平衡機能、下肢、体幹機能障害3級以上)
- ・手すり、スロープ(平衡機能、下肢、体幹機能障害)
- ・入浴補助用具(下肢または体幹機能障害)
- ・吸入器、電気式たん吸引器(呼吸器機能障害3級以上)
- ・パルスオキシメーター(呼吸器機能障害もしくは心臓機能障害があり、在宅酸素療法もしくは人工呼吸器を装着する者)
- ・情報・意思疎通支援用具(視覚または聴覚障害)
- ・ストーマ装具(人工肛門または人工膀胱造設者)
- ・住宅改修費(下肢、体幹機能、乳幼児期以前非進行性の脳病変による運動機能障害で3級以上):移動を円滑にするための小規模な住宅改修。
- * この他にも種類があります。

⑥補装具

- * 補装具→障がい者の身体機能を補完・代替するもの:義肢、装具、車椅子など
- * 身体障害者手帳を有する方、特定医療費(指定難病)受給者の方が対象
- 車椅子、補聴器など
- ・医師の意見書により、道の総合相談所が判定
- 義肢、装具、電動車椅子など
- ・道の総合相談所に来所し判定を受ける
- 歩行器、視覚障害者安全つえ、歩行補助杖など
- ・医師の意見書が必要。
- * ⑤⑥は、費用は所得に応じて利用負担あり。各々対象となる障がいや等級により要件があります。

★利用手続きは、健康一番館内 福祉厚生課民生係 53-3111
★相談を希望する方は、地域包括支援センター保健師まで

【留萌管内の入居施設など】

- ◆共生型グループホームえがお末広（留萌）
- ◆日中サービス支援型共同生活援助「彩葉」(留萌)
- ◆共同生活援助「七彩」(留萌)
- ◆短期入所事業所いちえ（羽幌）
- ◆地域生活支援事業「あとり」(小平)
- ◆障害者支援施設おにしか更生園(小平)
- ◆障害者支援施設「初山別学園」(初山別)
- ◆障害者支援施設「風連別学園」(初山別)
- ◆地域生活支援事業「初風」(初山別)

高齢者・施設入所の場合

介護保険施設など

心身の状況によって入所できる施設が異なります。詳細は各施設にお問合せ下さい。(札幌などの場合、施設を探す民間サービスもあります)

■ 介護保険施設

(特養は要介護3～5の方が対象)

◆特別養護老人ホーム明和園
増毛町見晴町438-1 53-1601

◆特別養護老人ホーム萌寿園
留萌市沖見町6丁目 43-2727

◆老人保健施設サンライズ留萌
留萌市東雲町2丁目 43-1195

◆老人保健施設 季実の杜
留萌市開運町1丁目 43-4400

■ 認知症高齢者グループホーム

* 認知症診断がついている方のうち、要支援2、要介護1～5の方が対象

◆グループホームあふんの里(横木介護サービス)
増毛町阿分224-9 54-9111

以下留萌市内事業所(留萌市民優先)

◆グループホーム萌 49-2588

◆グループホーム萌寿園 43-6822

◆グループホームもえ～る 49-5221

◆グループホーム自由が丘 56-4115

◆グループホームぬくもりの家 42-5477

◆グループホームウイシュの里 43-3102

◆共生型グループホームえがお末広 56-1515

◆グループホームもみの木 56-4666

■ 介護付き有料老人ホーム

* 原則要支援・要介護認定を受けた方対象

◆さくら園ましけ 増毛町南暑寒町9 53-1230

◆七福神 昆沙門館 留萌市潮静3 42-7757

◆天寿 留萌市沖見町4 43-1568

■ 住宅型有料老人ホーム／サービス付き高齢者住宅／小規模多機能型居宅介護

* 入所対象者は施設ごとに異なります。

◆有料老人ホームグループハウス横木
増毛町阿分225-20 54-2474

◆有料老人ホームくつろぎの家
増毛町舎熊102-1 54-2366

◆住宅型有料老人ホーム元気100才！
増毛町見晴町235-3 53-1183

◆有料老人ホーム季実の杜
留萌市開運町2 43-7070

◆有料老人ホームフルールハピネスるもい
留萌市開運町1 49-2258

◆住宅型有料老人ホームあや
留萌市東雲町2 49-0088

◆サービス付き高齢者住宅プラチナ館
留萌市幸町3 43-5588

◆サービス付き高齢者住宅ひかり・小規模多機能型居宅介護事業所ひかり
留萌市栄町1 43-5650

◆小規模多機能ホームあかしあ
留萌市見晴町6 56-1552

高齢者・自立者～要支援者むけ施設

◆養護老人ホーム明和園(自立～要支援者・一部要介護者対象) 問合せ☎53-3111

◆老人福祉寮やすらぎ荘(自立者対象) ☎53-3111

◆ウイシュの道(高齢者共同生活住居) 留萌市開運町2 ☎42-6922

◆ライフサポート住宅みどり 留萌市元川町2 ☎43-5600

◆高齢向けマンションぬくもりの家 留萌市開運町3 ☎42-5477

◆シェアハウスノエル 留萌市栄町1 ☎43-9500

高齢者・元気づくり・支え合い活動に取り組みたい方は…

●生きがいデイサービス

場 所：老人福祉センター及び文化センター

料 金：1回 300 円（又は月 1,000 円）

対象者：比較的元気な 65 才以上の方（介護認定で要支援の方は対象となります）

申込先：増毛町社会福祉協議会（又は地域包括支援センター）

曜日・時間	内 容	送迎	昼食	風呂
月曜日 10:00～11:30	元気づくり運動教室（健康寿命延伸事業） ストレッチ、身体と頭の体操など （らさんて運動指導士の指導）	阿分・舎熊方面と別荘・市 街方面を交互に	なし	×
13:00～15:00	麻雀サロン（休止中）	要相談		
火・水・金 10:00～15:00	生きがいサロン 体操・レクリエーション・団らん・脳トレなど （ボランティアセンターの協力）	火：別荘 水：阿分・舎熊 金：市街	各自 （注文可）	○
主に木曜日 （不定期）	季節の行事・ゲーム大会・買い物など	行事毎	行事毎	△
木曜日 （月 1 回） 10:00～11:30	フレイル予防教室（健康寿命延伸事業） 運動プログラム & 音楽療法 （らさんて運動指導士・音楽療法士の指導）	全町	なし	×

※祝日、年末年始、お盆時期はお休みです。

※利用者の話し相手、行事の手伝いをしていただくボランティアを募集しています。（申込先：社会福祉協議会 ☎ 53-3600）

●ましけ健康ポイント事業

健康教室や健康診断、町民スクールなどの対象事業への参加や、運動・体重測定・血圧測定・減塩食品の活用・増毛醤油の購入等により健康ポイントを集め 10 ポイント貯まったら、増毛町商工会商品券 500 円分と交換できます。交換は商工会で。（介護保険係）

●ふまねっと教室

ふまねっと運動は、正方形の網を床に敷き、網を踏まないようにゆっくり歩く運動で、歩行機能と認知機能の改善効果が期待できます。参加費無料。R5年11月から毎週金曜日になります。13時30分から1時間、文化センターにて。（地域包括支援センター）

●スマホ教室

スマートフォンの簡単な使い方の講習会をおこないます。（地域包括支援センター）

●たすけあいボランティア

増毛町生きがい活動事業団がすすめる有償ボランティア活動「おたがいさま事業」で活躍していただくボランティアを募集しています。（社会福祉協議会内生きがい活動事業団事務局）

●脳いきいき音楽教室

音楽を用いた脳の活性化・口腔機能の維持向上を目的とした音楽教室。楽しく認知症予防に取り組みましょう☆ 健康一番館にて、R5年11月から毎週水曜日になります。（地域包括支援センター）

●認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する研修を要望に応じておこないます。5人以上のグループでお申し込み下さい。（地域包括支援センター）

認知症の人の理解やケアのために「認知症ケアパス」を活用しましょう！

認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかを知り、今後の見通しをつける参考として使います。認知症の人の理解やケアに役立てて下さい。

	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
認知症の人の様子	物忘れがあり、自覚があることが多い。買い物やゴミ出しなど日常生活はほぼ自立している。意欲が出ないこともある。	日付があいまいになり、ゴミ出し・買い物・服薬・金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自室している。	金銭管理や服薬管理ができない。電話の対応や訪問者の対応などが一人では難しい。	着替えや食事、トイレなど身の回りのことがうまくできない。	着替えや食事、トイレなどうまくできず、身体の動きも悪くなる。介護が困難になるような行動がみられる。
認定調査での実態	認定者の22%	認定者の17%	認定者の25%	認定者の22%	認定者の6%
認知症の進行状況	認知症(軽度)			認知症(中等度)	認知症(重度)
相談	地域包括支援センター(認知症初期集中支援チーム)、ケアマネジャー、かかりつけ医師、かかりつけ薬局				
医療	かかりつけ医師、認知症専門医療機関(物忘れ外来、脳神経外科、精神科)、認知症疾患医療センター				
予防	ボランティア活動、老人クラブ、趣味のサークル、健康寿命延伸事業(らさんて) 各種介護予防教室、ホームヘルパー、デイサービス、生きがいデイサービス、介護予防サービス(訪問看護、通所・訪問リハビリテーション、短期入所、福祉用具貸与・購入、住宅改修など)				
介護	介護サービス(訪問介護、通所介護、訪問看護、通所・訪問リハビリテーション、短期入所、福祉用具貸与・購入、住宅改修など)				
生活支援	ゴミ分別支援事業、配食サービス、高齢者運転免許自主返納支援事業、介護タクシー、除雪サービス等				
見守り	はいかい高齢者等 SOS システム、民間企業・町内会・民生委員・認知症サポーター等による見守り等				
家族支援					家族介護用品支給事業
住まい	自宅、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム 養護老人ホーム明和園・シルバーマンション 認知症対応型グループホーム やすらぎ荘 介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院)				
権利を守る	警察、消費生活センター、弁護士、高齢者虐待防止センター 日常生活自立支援事業(社会福祉協議会) 成年後見制度				

* 認知症ケアパスから一部抜粋。町ホームページに掲載。健康一番館で配布しています。